

**3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子供たちの利用料が無償化されます。**

幼稚園、認可保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- **幼稚園、認可保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの子供たちの利用料(延長保育料・副食費等を除く)が無償化されます。**
 - 子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園については、月額上限2.57万円です。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。ただし、幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
 - 通園送迎費、延長保育料、副食費(おかず・おやつ等)、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、令和5年1月より、全ての世帯における副食費を区が支援しております。
- **0歳から2歳までの子供たちについては、第1子の年齢を問わず、第2子以降の利用料が無償化されます** (第1子は、従来通りの保育料となります)。

(注)第2子の利用料の無償化は、令和5年4月からの実施です。

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、認可保育所、認定こども園に加え、**地域型保育事業、緊急保育室も同様に無償化の対象となります。**

(注)地域型保育事業とは、小規模保育所、家庭的保育事業、居宅訪問型保育、事業所内保育所を指します。

幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、事前に区役所から**「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。**
(注)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。
- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。**

※認定こども園の預かり保育についても対象となります。

認可外保育施設等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、事前に区役所から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
 - (注1)認可保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
 - (注2)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。
 - (注3)給付を受けるには、期限までに区に請求する必要があります。
- **3歳から5歳クラスまでの子どもたちは月額3.7万円まで、0歳から2歳クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。**
 - 無償化の対象は、通園送迎費、食材料費、行事費などの特定費用を除く保育料部分のみです。その他の経費は保護者の負担になりますのでご注意ください。
- **認証保育所に月極で通われている方については、兄弟の状況等に応じ、国無償化の上限額と合算して、0～2歳クラスまでは最大で6.7万円（課税世帯を含む）、3～5歳クラスまでは最大で5.7万円を助成します。**
- また、**指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている認可外保育施設に月極で通われている方は、上記認証保育所と同様の考え方で助成します。**

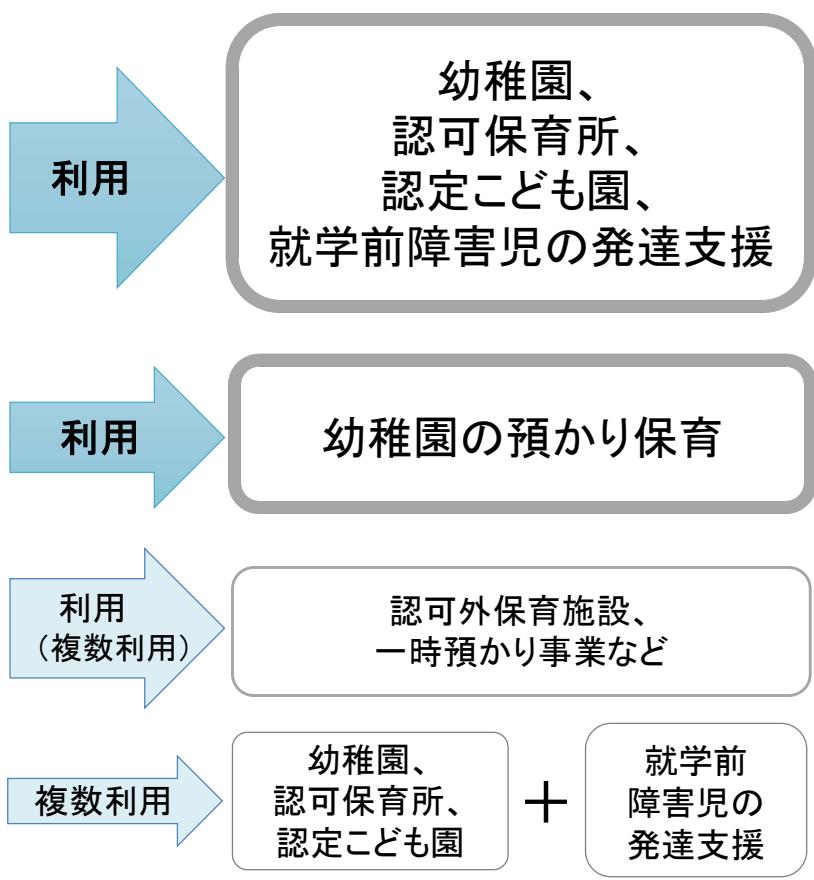
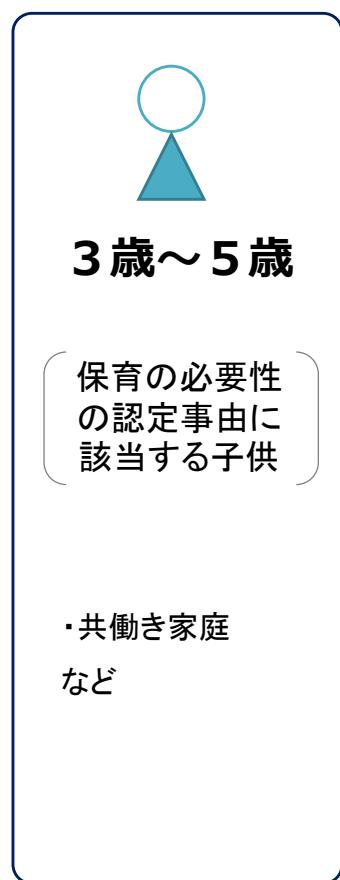
【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象となります。**

- (注1)認可外保育施設とは、認証保育所、根岸定期利用保育室、認可外保育所、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。
- (注2)認可外保育施設等のサービスを複数利用した場合は、合算額を基準に助成が受けられます。
- (注3)ご利用の認可外保育施設等が無償化の対象となるかは、各施設にお問い合わせください(区ホームページにも掲載していますので、合わせてご確認ください)。

- **企業主導型保育事業（標準的な利用料）も無償化の対象となります。**
詳細は各保育所にご確認ください。
- **就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。**

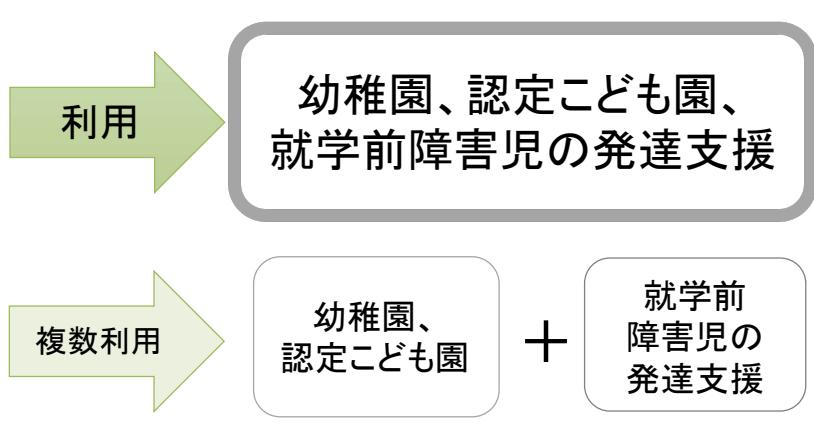
幼児教育・保育の無償化の主な例



無償
(幼稚園は月額2.57万円まで)

幼稚園の利用に加え、月額1.13万円まで無償

月額3.7万円まで無償
ともに無償
(幼稚園は月額2.57万円まで)



無償
(幼稚園は月額2.57万円まで)

ともに無償
(幼稚園は月額2.57万円まで)

※ 住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。

※ 認証保育所、及び、指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている認可外保育施設に月極契約で通われている方については、認証保育所等保育料助成も対象となる(左ページ参照)。

※ 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、事前に「保育の必要性の認定」を受けることが必要。

問合せ先一覧

区分	対象施設	問合せ先
幼稚園	私立	全て 庶務課庶務係 03（5246）1402
	区立	全て 学務課学事係 03（5246）1412
幼稚園及び認定こども園(短時間)を利用しながら、預かり保育・認可外保育施設等も利用している方	私立幼稚園	区に申請した施設のみ (※) 庶務課庶務係 03（5246）1402
	区立幼稚園	区に申請した施設のみ (※) 学務課学事係 03（5246）1412
	認定こども園(短時間)	区に申請した施設のみ (※) 学務課こども園担当 03（5246）1414
認可保育所(緊急保育室含む)、地域型保育事業	全て	児童保育課 03（5246）1234 03（5246）1233 03（5246）1309
認定こども園(長時間・短時間)	全て	学務課こども園担当 03（5246）1414
認可外保育施設等	認証保育所	区に申請した施設のみ (※)
	指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている認可外保育施設	区に申請した施設のみ (※) 児童保育課 03（5246）1234 03（5246）1233 03（5246）1309
	上記以外の認可外保育施設	区に申請した施設のみ (※)
	一時保育、休日年末一時保育、病児・病後児保育、いっとき保育、ファミサポ等	区に申請した施設のみ (※)
根岸定期利用保育室	全て	児童保育課 03（5246）1234 03（5246）1233 03（5246）1309
児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	全て	障害福祉課総合相談 03（5246）1202

(※) ご利用の認可外保育施設等が無償化の対象となるかは、各施設にお問い合わせください
(区ホームページにも掲載していますので、合わせてご確認ください)